

新施設設目標図

お客様番号	検針区	検針員

N	P	-	-						
④		メーター位置を表示する		(図面番号)					
※この位置に地図を貼ってください。									

メーター情報

口径	量水器	—	
mm	番号		
機種区分	出庫時		
直読式 ・ 遠隔式	指針		m ³

きりとりせん

新規開栓にあたってのお願い

◆新設所有の方へ

- 1 当該施設がアパート・店舗などの場合は、アパート名、部屋番号、屋号等を必ずご記入ください。
- 2 アパート、貸家等、新設当初は、便宜上所有者が、使用者を兼ねています。
入居者が決まりましたら、速やかに使用開始の手続きをいただきますようご配慮願います。
- 3 メーターは車の下や植込みの中など、検針が困難な場所には設置しないでください。
設置後、不都合な箇所は、移動していただく場合があります。

◆水道の使用にあたって

- 1 水道料金は、2ヶ月に一度お支払いいただきます。便利な口座振替をご利用ください。
- 2 転出に際しては、使用休止の届出をしてください。(電話受付可)
- 3 検針の支障にならないようメーターボックスの上や周辺に、犬をつないだり、物を置かないでください。
検針が容易にできますようご協力をお願いします。

上田市上下水道局料金センター

TEL(0268)22-1313

営業時間 月曜日から金曜日 8:30～17:15

(土曜、日曜、祝祭日、年末年始は休業です。)

上田市水道条例が契約の内容となります。
内容については、本市ホームページをご覧ください。